

滋賀県立大津商業高等学校

1人1台端末関係資料

本資料は、以下の内容が添付されています。ご自身に該当する資料をご確認いただき、必要な手続等の準備をお願いいたします。

なお、⑨にある回答フォームへのご回答を忘れないようにお願いいたします。

- ①1人1台端末購入に関する文書
- ②1人1台端末準備に関するパターン
- ③利用ガイド
- ④本校推奨機種等の一覧
- ⑤端末貸与要綱
- ⑥持込利用の手続き
- ⑦滋賀県奨学資金について
- ⑧滋賀県奨学資金の募集について
- ⑨1人1台端末購入に関する意向確認の回答(フォームあり)
必ず、全員が回答をしてください

①

令和8年(2026年)3月9日

入学許可予定者の保護者等の皆様へ

滋賀県立大津商業高等学校
校長 笥 美 貴

ICT教育に係るタブレット型パソコン端末の購入について(お願い)

初春の候 保護者の皆さまにおかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

滋賀県では、県立高等学校、県立特別支援学校高等部において、生徒1人1台端末の導入を行い、学習活動の充実を図っております。

つきましては、下記のとおり、タブレット型パソコン端末の購入手続きをよろしく願いいたします。なお、ご不明な点等ございましたら担当までお問い合わせください。

記

1. 端末について

ASUS タブレット PC (型番: BR1104FTA-NS0042XA)

2. ご購入方法について

「EC サイト」を利用して、インターネットから注文していただきます。

詳細については、3月19日(木)の入学許可予定者オリエンテーションでお伝えします。

3. お渡し日について

4月21日(火)・22日(水)を予定しております。

4. 取扱業者について

初期設定や学校内のWi-Fi接続は、本校が委託した「キステム株式会社(大津市)」が行います。

5. 個人端末の持ち込み・学校貸与用端末の貸出について

購入を見送られ、これらをご利用の場合は、別途申し込みが必要になります。

3月19日(木)の入学許可予定者オリエンテーションで説明をさせていただきます。

なお、本校の推奨機種種のスペックが向上しているため、学校貸出用端末のご利用はあまりお勧めできません。ご家庭の事情で、学校貸出用端末をご利用される際には、スペック等に関するご理解のほど、よろしく願いいたします。

6. その他

(1) 学校ではパソコンを充電することができません。事前にご家庭で充電してください。

(2) ご家庭など、学校外でのネットワーク接続については各自で設定をお願いします。

(3) 故障やトラブルの際は、一旦、学校へお問い合わせください。その後、修理受付を進めていただきます。

【担当者】

大津商業高校 教務部
久保 匠平(くぼ しょうへい)
TEL 077-524-4284

②

1人1台端末準備に関するパターンについて

大津商業高校では、1人1台端末について、以下のよう
な利用パターンがあります。ご自身がどのパターンで
ご利用するのかをご検討ください。資料をご確認いただ
ければ、最後に意向確認のための回答フォームにてご回
答をお願いいたします。

【学校推奨機種ご購入】

【滋賀県奨学資金を利用して購入】

【滋賀県学校貸出用端末利用】

【端末の持込希望】

②

1人1台端末準備に関するパターンについて

【学校推奨機種ご購入】

詳細については、3/19(木)入学許可予定者オリエンテーションで説明します。それまでに学校推奨機種等の一覧をご確認いただき、購入に関する準備をお願いします。購入に関する主な日程は以下の通りです。

3/19(木)入学許可予定者オリエンテーション

【申込期間】

3/19(木)~3/27(金)

※ECサイトにて購入

※この期間を過ぎると別途手数料が発生

【支払期限】

<コンビニ支払い>

申し込みから7日以内

<クレジットカード>

一括・3回以上の分割・ボーナス払いから選択

<その他>

ID決済(Amazon Pay、PayPay)

後払い決済(あと払いペイディ……一括・3回分割)

②

1人1台端末準備に関するパターンについて

【滋賀県奨学資金を利用して購入】

詳細については、3/19(木)入学許可予定者オリエンテーションで説明します。それまでに滋賀県奨学資金に関する資料をご確認ください。奨学資金は、入学後に審査がされ、決定後に貸与資金が入金される制度です。端末購入については、学校推奨機種を購入される日程で手続きをお願いいたします。購入に関する主な日程は以下の通りです。

3/19(木)入学許可予定者オリエンテーション

【申込期間】

3/19(木)~3/27(金)

※ECサイトにて購入

※この期間を過ぎると別途手数料が発生

【支払期限】

<コンビニ支払い>

申し込みから7日以内

<クレジットカード>

一括・3回以上の分割・ボーナス払いから選択

<その他>

ID決済 (Amazon Pay、PayPay)

後払い決済 (あと払いペイディ・・・一括・3回分割)

②

1人1台端末準備に関するパターンについて

【滋賀県学校貸出用端末利用】

詳細については、3/19(木)入学許可予定者オリエンテーションで説明します。それまでに滋賀県立学校貸代用タブレット端末貸与要綱をご確認ください。オリエンテーション当日には、利用申込書に署名等をしていただきます。主な日程は以下の通りです。

3/19(木)入学許可予定者オリエンテーション

【利用申込書】

オリエンテーションで同封している「利用申込書」にご署名等をしていただき、オリエンテーション終了後に担当者にご提出ください。

※貸出するのは、端末と電源アダプターです。マウス等の付属品はご自身で準備をしてください。

※学校推奨機種のスぺックが向上しているため、学校貸代用端末は少し動作等が遅いことがあります。ご理解ください。

②

1人1台端末準備に関するパターンについて

【端末の持込希望】

詳細については、3/19(木)入学許可予定者オリエンテーションで説明します。それまでに持込利用の手続きの資料をご確認ください。持込利用に向けたご準備をお願いいたします。主な日程は以下の通りです。

3/19(木)入学許可予定者オリエンテーション

【持込利用手続き期間】

3/19(木)～3/23(月)までに申請

※オリエンテーションで配付する資料から持込利用手続きのための申請をしてください。

【持込可否の決定】

3/24(火)に持込可否の連絡

※「持込可」となった場合は、持込する端末と電源アダプターを3/27(金)までに学校事務室に持参してください。その際に、設定費を振り込むための振込用紙をお渡しします。振込期限は、3/30(月)です。

※「持込否」となった場合は、3/27(金)までにECサイトから学校推奨機種を購入してください。遅れないようにご注意ください。

③

滋賀県立大津商業高等学校 学習者用1人1台端末利用ガイド

1. 端末の取り扱いについて

【全般】

- ・端末は毎日自宅に持ち帰ってください。学校に置いたままにしないようにしてください。
- ・家庭で使用したら、翌日の授業に向けて充電を行い、忘れずに持ってきてください。
- ・端末が破損、故障、紛失等した場合は、学校に連絡してください。

【学校での取り扱い】

- ・学校内では専用回線に接続して使用してください。個人のモバイルルータや携帯電話・スマートフォン等に接続して使用することはしないでください。
- ・学校での利用時は、不適切なサイトへの接続は制限されています。
- ・授業中の使用は、担当の先生の指示に従ってください。
- ・掃除や休み時間等で長時間端末から離れる場合は、個人ロッカーに保管し、施錠してください。

【学校外での取り扱い】

- ・家庭でインターネットに接続して使用するときは、家庭の Wi-Fi に接続してください。Wi-Fi 環境がない場合は、モバイルルータを貸し出しますので、相談してください。ただし、貸し出しは本体のみで、通信事業者との契約や通信料の負担は各家庭で行ってください。
- ・学校外で使用するときは特に、「2. セキュリティー対策について」をよく読み、リスク管理に努めてください。

2. セキュリティー対策について

セキュリティー対策については、情報の授業等を参考に安全に端末を使えるように常に情報収集を行いましょう。

【アカウント(ID/パスワード)の管理】

- ・パスワードは他人に知られることがないように、しっかり管理してください。
- ・パスワードは容易に推測できるもの、他のサービスとの共通なものは避けましょう。
- ・パスワードは必要に応じて変更してください。

【ウイルスなどの対策について】

- ・ウイルス対策ソフトからの警告があったり、疑わしい動きがあったりした時はすぐにネットワークから切り離し、できるだけ早く報告してください。
- ・WindowsOS のアップデートは、定期的に行ってください。
- ・Webページによっては、端末にウイルスが入り込むことがあります。

【市街地での Wi-Fi 接続について】

- ・フリーWi-Fiは、無料で接続できる便利なものですが、次のような危険性があります。十分に注意して使用してください。

<暗号化が行われていない Wi-Fi>

- Wi-Fi のネットワーク名に「セキュリティー保護なし」の表示または鍵のマークがついていないもの
- ・通信内容の傍受/個人情報の漏洩など

<なりすましアクセスポイント>

- 有名店舗のフリーWi-Fiと同名またはよく似たネットワーク名を付けた悪意あるアクセスポイントのこと
- ・設置者による通信の傍受/個人情報の漏洩など

④

購入品 一覧

今回購入が可能な製品の一覧です。
特別価格にて購入が可能となっております。

端末購入セット (合計税込価格: 65,450円)

ASUS (BR1104FTA-NS0042XA) 3年保証込	60,500円
初期設定費	4,950円

振込

端末持込の場合 (合計税込価格: 4,950円)

初期設定費	4,950円
-------	--------

任意

オプション (任意)

ワイヤレスブルーLEDマウス (MA-WB312BK)	1,210円
カジュアルPCインナーケース (IN-CA11BK)	1,100円

オプション(任意)



ワイヤレスマウス
MA-WB312BK (サンワサプライ)



カジュアルPCインナーケース
IN-CA11BK (サンワサプライ)

④

ASUS 製品ご紹介資料



ASUS (BR1104FTA-NS0042XA)	
プロセッサ	Intel® Processor N150
OS	Windows 11 Pro Education
オフィスアプリ	なし ※滋賀県が用意するMicrosoft365を利用します
ディスプレイ	11.6インチグレア タッチパネル搭載
メモリ	8 GB (オンボード)
内蔵ストレージ	128GB UFS
ワイヤレス通信	Wi-Fi 6(802.11ax) + Bluetooth 5.2
ポート	HDMI ×1 マイクロホン/ヘッドホン・コンボジャック ×1 RJ45 ×1 USB 2.0 Type-A ×1 USB 3.2 Gen 1 Type-A ×2 USB 3.2 Gen 2 Type-C PD対応 ×1
カメラ	インカメラ・アウトカメラ
通信機能	LTEなし
保証	※販売店オリジナル3年保証が含まれています
重量	1.46kg
付属品	内蔵タッチペン、ACアダプタ

⑤

(別紙)

滋賀県立学校貸出用タブレット端末貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滋賀県立高等学校または滋賀県立特別支援学校高等部(以下「県立学校」という。)に在籍する生徒に対する貸出用タブレット端末の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「貸出用タブレット端末」とは、県立学校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するためのタブレット型端末をいう。

(貸与物品)

第3条 この要綱により貸与を行う物品(以下「貸与物品」という。)は、貸出用タブレット端末本体およびその付属品とする。

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 県立学校に在籍する生徒
- (2) 奨学のための給付金を受給する世帯の生徒(ただし、生活保護世帯および住民税非課税世帯に限る。)もしくは学校長が貸与を必要と認めた生徒

(管理)

第5条 学校長は、滋賀県立学校貸出用タブレット端末管理台帳(様式第1号)を備え、貸与物品の貸与の状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 学校長は、貸与状況に変更が生じたときは、前項の台帳に記載するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与物品の貸与期間は、貸与を決定した日から卒業認定日前の日で学校長が定める日(以下「貸与期間終了日」という。)までとする。

2 学校長は、前項の規定にかかわらず、生徒の学習活動に必要な場合は、貸与期間前であっても暫定的に貸与物品を貸与することができる。

3 前項の貸与を受けている生徒は、第8条第2項に規定する不貸与の決定があった場合は、直ちに貸与物品を返却しなければならない。

(貸与に係る費用)

第7条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

(貸与の申請)

第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者は、滋賀県立学校貸出用タブレット端末利用申込書(様式第2号)を学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の申込書の提出を受け、これを審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

3 学校長は、前項の結果を滋賀県立学校貸出用タブレット端末利用申込 審査結果通知書(様式第3号)により、生徒とその保護者に通知するものとする。

(貸与物品の取扱)

第9条 利用者は、貸与物品について細心の注意を払って管理しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)貸与物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く。)に使用させ、または転貸すること。
- (2)貸与物品を売却、廃棄または故意に破損すること。
- (3)貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
- (4)貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
- (5)貸与物品に学校長の許可なくソフト(アプリ)をインストールすること。
- (6)滋賀県立学校タブレット端末利用ガイド等に反する行為を行うこと。
- (7)その他貸与の目的に反すること。

3 利用者は、滋賀県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)または学校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。

(遵守事項)

第10条 前条の規定によるもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。
- (2)必要に応じて、県教育委員会または学校長が貸与物品の利用履歴(インターネットの利用履歴を含む。)を確認することに同意すること。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

第11条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1)在籍する県立学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費
- (2)学校間総合ネット通信以外のインターネット通信に係る経費

(紛失・盗難または毀損の届出)

第12条 利用者は、貸与物品の紛失・盗難があったときまたは貸与物品が毀損したときは、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・毀損届(様式第4号)を学校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意または重大な過失によるものと認められるときは、利用者がその現品または対価を弁償しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県または第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 貸与物品の使用にあたり、利用者の故意または過失により個人情報情報の漏えい等の事故が生じた場合は、県は、その責任を負わないものとする。

(貸与決定の取消し)

第14条 学校長は、第6条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すものとする。

- (1)利用者が休学等により学校長が定める期間を超えて登校できないとき。
- (2)利用者が第4条に規定する貸与対象者に該当しなくなったとき。
- (3)利用者が第9条および第10条の規定に違反したとき。
- (4)利用者が貸与物品に代わる自己の情報端末を使用することなどにより貸与物品が不要になったと認められるとき。
- (5)定期一斉点検など貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第15条 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

- 2 利用者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、学校長が定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 3 利用者は、貸与物品を前2項の規定により返却を要する日までに返却せず、学校長が再度返却を求めた期日にも返却しないときは、貸与物品の価額を弁償しなければならない。
- 4 学校長は、第1項または第2項の規定により貸与物品が返却されたときは、貸与物品返却確認チェック表(様式第5号)により、当該貸与物品が正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

(連帯保証)

第16条 利用者の保護者(親権者または未成年後見人)は、第11条から第13条まで及び前条の規定により利用者が負担すべき一切の債務について当該利用者に連帯して保証しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会事務局教育総務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

⑥

BYOD端末 持込利用の手続き

既にお持ちの端末(個人所有)を利用したい場合は、下記に示す基本性能以上の端末のみ持込可とします。
 使用中の端末をBYOD用に利用したい場合は、必ず初期化をしてから持込をして下さい。
 初期化に伴い端末内のデータは消えますので、必要に応じて各自でデータ移行をして下さい。

持込端末を希望する方は、**1ページ目の持込申請用QRコードへアクセスし3/23(月)までに申請して下さい。**
 持込希望端末の仕様を確認した後、3/24(火)に持込可否について学校から連絡をします。
 持込可となった場合は、3/27(金)までに学校事務室へご持参下さい。
 端末持ち込みと引き換えに振込用紙をお渡しますので、設定費4,950円を3/30(月)までに振り込んで下さい。
 端末は学校用に設定をし直してから、他の生徒と同じタイミングでご返却します。
 また、**持込否になった場合は3/27(金)までにECサイトから端末のご購入**をお願い致します。

■ 基本性能

- 形状 2in1端末 (コンバーチブル型)
- OS Windows 11 Pro Education 以上
- CPU Intel® Processor N150 以上
- メモリ 8GB 以上
- ストレージ 128GB 以上
- 画面 11~12インチ タッチパネル対応
- 無線 Wi-Fi6
- キーボード 日本語キーボード
- カメラ インカメラ・アウトカメラ
- 端子 マイク・ヘッドフォン端子、USB(3.0以上)ポート×2
- 初期化済みである ※初期化前、必要に応じて各自でデータ移行をする
- 正常に動作し、故障していないもの
- バッテリー、ACアダプタが問題なく使用できるもの

コンバーチブルとは
 端末ディスプレイが360度回転でき、
 タブレットとして利用可能な端末のこと



端末持込が可能になったら

- 端末を初期化して出荷状態にしましたか？
- ACアダプターは付属していますか？
- 持込み前に壊れないよう梱包しましたか？
- 3/27(金)までに忘れず、学校事務室へご持参下さい。**
- 振込用紙を受取ったら3/30(月)までに設定費4,950円を振り込んで下さい。**

滋賀県奨学資金について

滋賀県では、条例に基づき、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対して奨学資金の貸与を行っています。

◆貸与の対象となる者

対象者	① 下記の対象校種の学校に在学していること ② 保護者(親権者または未成年後見人)が県内に居住すること ③ 次のaからcのいずれかに該当する世帯に属するものであること a 生活保護法に基づく保護を受けている世帯 b 世帯に属する全ての者が、地方税法第295条第1項に基づき市町村民税が非課税である者もしくは地方税法第323条に基づく市町村条例により市町村民税が減免されている者である世帯 c 世帯の前年の収入の年額または世帯の当該年の収入の年額の見込額が生活保護法による世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯であって、学資の支弁が困難であると認められるもの ④ 条例、規則に定める奨学金等の貸与または給付を受けていないこと 奨学金の例(生活福祉資金(教育支援 ④ 母子父子寡婦福祉資金(修学資金)、定時制課程および通信制課程修学奨励金、独立行政法 学生支援機構奨学金等)
対象校種	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程

※大学、短期大学、専修学校(高等課程を除く。)に在学する方を対象とした奨学金事業は(独)日本学生支援機構が実施しています。在学する学校を通じて、(独)日本学生支援機構までお問合せください。

※申請しようとする生徒の保護者が県外に居住している場合は、保護者の居住する都道府県が実施する奨学金制度の対象となりますので、当該都道府県までお問合せください。

◆貸与額等

区分		自宅通学者	自宅外通学者
奨学金 (月額)	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
入学資金 (入学時のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立の別はありません)	
	私立加算	入学資金相当額(ただし、限度額150,000円)	
電子計算機購入資金 (1回のみ) 注1)	電子計算機の購入等に要する費用相当額(ただし、限度額150,000円)		

※入学資金は奨学金と併せての貸与となりますが、電子計算機購入資金はそれのみの貸与ができます。

貸与の期間	奨学金は申請があった月の翌月分(ただし、4月に申請があった場合は4月分)から、在学する高等学校等における標準修業年限(疾病、負傷、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合はその在学期間)まで貸与します。
貸与利率	無利子(正当な理由なく返還を遅延したときは遅延利息を付します。)
貸与の時期	年3回(審査後、9月末頃、1月末頃)(予定) 入学資金は最初の奨学金の貸与と併せて貸与します。 電子計算機購入資金は決定後随時貸与します。
連帯保証人	1名必要(原則として申請者の保護者) 奨学資金の貸与を受けた者と連帯して弁済の責を負うものとします。

◆募集期間と申込方法

募集期間	随時(入学資金の貸与は4月の申請に限ります。また、奨学資金は予算の範囲内で貸与しますので、多くの方から申請をいただき予算が無くなった場合は、貸与がなされないことや募集を中止することがあります。)
申込方法	奨学資金の貸与申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、在学する高等学校等を通じて滋賀県教育委員会にお申込みください。

◆奨学資金の返還

返還期間	貸与期間終了後、6箇月を経過したときから10年以内に返還いただきます。
返還方法	貸与終了後に提出いただく奨学資金借用証書に記載いただいた返還期間と月賦、半年賦または年賦による返還方法による均等返還とします(繰上返還可能)。支払い方法は、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。返還期日は、月賦は毎月月末、半年賦は7月末日ならびに11月末日、年賦は11月末日となります。
返還を遅滞した場合	奨学資金の返還を遅滞した場合は、 ・返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75%の割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息が課されます。 ・返還期日が来ていない返還額を含めて一括して返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。

※以下の要件を満たす場合は、申請により奨学資金の返還を猶予することができます。

①高等学校等、大学等に在学しているとき

②疾病、負傷、災害その他やむを得ない理由により、貸与を受けた奨学資金を返還することが著しく困難となったと認められるとき

※貸与終了後、奨学資金借用証書を提出されない場合は、貸与した奨学資金の総額を一括して返還するよう請求することがあります。

◆貸与月額と返還例

区分 (貸与 月数)	貸与の有無		通学	貸与 月額	入学 資金	電子計 算機購 入資金	貸与総額	月賦金額	返還回数 (年月)
	電子計 算機購 入資金	入学 資金							
国公立 (36月)	有	有	自宅	18,000	50,000	150,000	848,000	7,100(最終3,100)	120回(10年)
			自宅外	23,000	50,000	150,000	1,028,000	8,600(最終4,600)	120回(10年)
		無	自宅	18,000	—	150,000	798,000	6,800(最終2,400)	118回(9年10月)
			自宅外	23,000	—	150,000	978,000	8,200(最終2,200)	120回(10年)
	無	有	自宅	18,000	50,000	—	698,000	6,000(最終2,000)	117回(9年9月)
			自宅外	23,000	50,000	—	878,000	7,400(最終4,800)	119回(9年11月)
		無	自宅	18,000	—	—	648,000	5,400	120回(10年)
			自宅外	23,000	—	—	828,000	6,900	120回(10年)
私立 (36月)	有	有	自宅	30,000	200,000	150,000	1,430,000	12,000(最終14,000)	119回(9年11月)
			自宅外	35,000	200,000	150,000	1,610,000	13,400(最終15,400)	120回(10年)
		無	自宅	30,000	—	150,000	1,230,000	10,300(最終4,300)	120回(10年)
			自宅外	35,000	—	150,000	1,410,000	11,800(最終5,800)	120回(10年)
	無	有	自宅	30,000	200,000	—	1,280,000	10,700(最終6,700)	120回(10年)
			自宅外	35,000	200,000	—	1,460,000	12,200(最終8,200)	120回(10年)
		無	自宅	30,000	—	—	1,080,000	9,000	120回(10年)
			自宅外	35,000	—	—	1,260,000	10,500	120回(10年)
電子計算機購入資金のみの貸与				—	—	150,000	150,000	1,300(最終1,800)	115回(9年7月)

※私立高等学校等の入学資金については、基本額50,000円と私立加算150,000円で試算しています。実際には私立加算は当該高等学校等の入学金相当額(ただし、150,000円限度)となります。

※電子計算機購入資金については、限度額150,000円で試算しています。

※貸与月数は高等学校等入学から卒業まで36月で試算しています。

◆留意事項等

- ①滋賀県奨学資金は貸付金です。貸付終了後は貸与を受けた奨学資金の全額を返還する必要があります。滋賀県奨学資金をお申込みの際は返還する時のことも御検討のうえお申込みください。なお、返還された奨学資金は後輩生徒の奨学資金に活用されます。
- ②審査結果は申請から概ね2箇月程度で在学する高等学校等を通じてお知らせします。ただし、申請に必要な添付書類を後日提出いただく場合や申請書類に記入誤りや不足書類があった場合は不足書類の提出や記入誤りの訂正がなされて申請書類が整った後に審査を行いますので、審査結果は審査後順次お知らせします。
- ③奨学資金の貸与の継続を希望する場合は、毎年度、申請が必要です。毎年度、貸与要件を満たしているかを確認し、貸与継続の可否を判定しますので、卒業までの貸与が確約されるものではありません。
- ④奨学資金は予算の範囲内で貸与します。そのため、多くの方から申請をいただき予算が無くなった場合は、貸与がなされないことや募集を中止することがあります。

◆お問合せ

在学する高等学校等にお問合せください。

滋賀県奨学資金の募集について

滋賀県教育委員会

滋賀県では、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒の皆さんに、奨学資金の貸与を行っています。

◆貸与の主な要件

- 高等学校等に在学する者
- 経済的な理由により、修学することが困難な者(所得基準あり)
- 保護者(親権者または未成年後見人)が県内に居住する者
- 条例、規則に定める奨学金等の貸与または給付を受けていない者

◆貸与額・返還等

区分		自宅通学者	自宅外通学者
奨学金 (月額)	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
入学資金 (入学時のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立の別はありません)	
	私立加算	入学資金相当額(限度額 150,000円) ※私立のみ	
電子計算機購入資金 (1回のみ)	限度額 150,000円 (学校の授業等で使用するタブレット端末やパソコンの購入等に要する費用相当額) ※電子計算機購入資金のみの貸与も可能です。		

申請時期	随時
貸与期間	年3回 (入学資金は、最初の奨学金の貸与と併せて貸与。電子計算機購入資金は決定後、随時貸与。)
利率	無利子(正当な理由なく返還を遅延したときは、遅延利息が課されます。)

返還期間	貸与期間終了後、6か月を経過したときから10年以内(最長120回の月賦) ※在学期間中等は、申請により返還猶予可能。
返還方法	月賦、半年賦または年賦での返還方法による均等返還。(繰上返還可能)
返還を滞納した場合	返還すべき額に年10.75%の割合の延滞利息が課されます。 貸付金の一括返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。

◆留意事項

- ※ 滋賀県奨学資金は、貸付金です。**貸与終了後は、全額を返還する必要があります。**お申し込みの際は、返還する時のことも十分検討の上、お申し込みください。
なお、返還された奨学資金は、後輩生徒の皆さんの奨学資金に活用されます。
- ※ 在学中の貸与継続を希望される場合も、毎年度申請いただき、その都度、貸与の可否を判定しますので、卒業までの貸与が確約されるものではありません。
- ※ 申請にあたっては、連帯保証人(保護者1名)が必要です。

◆お問い合わせ

奨学資金の詳細については、在学する高等学校等にお問い合わせください。

⑨

令和8年3月9日(月)

入学許可予定者の保護者等の皆様へ

滋賀県立大津商業高等学校

ICT教育に関わるタブレット型パソコン端末の意向確認の回答について(お願い)

3月19日(木)の入学許可予定者オリエンテーションに先立って、1人1台端末の購入に関わる意向確認を実施いたします。つきましては、以下のQRコードを読み取っていただくか、URLから意向確認のためのフォーム入力を3月17日(火)までをお願いいたします。

なお、オリエンテーション当日に確認のため、皆様に対して意向確認の照会をいたします。

このことについて、ご質問等がございましたら、下記あてへお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

【意向確認のためのURLとQRコード】

<https://forms.office.com/r/pBzamtncZn>



【質問項目】

1. 受検番号
2. 名前
3. 保護者等名前
4. 連絡先(電話番号)
5. 意向確認のための回答(選択肢4つ)

【担当者】

大津商業高校 教務部
久保 匠平(くぼ しょうへい)
TEL 077-524-4284